

麻生区内複合福祉施設運営調整委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 麻生区内複合福祉施設を構成する各施設間の有機的連携を図り、一体的管理運営に関する事項を協議し、もって利用者等の福祉の向上に資することを目的として、麻生区内複合福祉施設運営調整委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 本委員会は、次の協議を行う。

- (1) 当該施設内各施設間の運営調整に関すること。
- (2) 当該施設と地域との連携に関すること。
- (3) その他当該施設の管理運営及び地域リハビリテーションの発展向上等に関すること。

(構成)

第3条 本委員会は、北部日中活動センター、北部地域支援室、北部在宅支援室、北部地域生活支援センター、百合丘就労援助センター及び百合丘老人いこいの家の各代表その他会長の指名する者をもって構成する。

- 2 委員の数は、12人以内とする。
- 3 本委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 本委員会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は北部地域支援室の長をもって充て、本委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は北部地域支援室を除く委員の互選により決定し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本委員会は会長が招集し、その座長となる。

- 2 本委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第6条 本委員会の庶務は、麻生区内複合福祉施設共同事業体及び北部地域支援室において処理する。

(議事録)

第7条 本委員会は、本委員会の議事録を作成し、保管しておかなければならない。

(個人情報)

第8条 本委員会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本委員会の合意に基づき、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。